

このコラムは、日本語の仕組みや使い方などを考えるコーナーです。  
どうぞ、コーヒータイムのときにも、お読み下さい。

ことばのコラム ひとくちメモ (263)

## 障害者権利条約

タモツ君のおばあさんがおじいさんと話しています。

「2014年1月20日に国会で批准されたという障害者権利条約って、知っていらした？」

「ああ、日本では、「障害者の権利に関する条約」というのだろ。」

「中学の先生をしている教え子に電話で訊かれたのですが、第一条の後半の「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」って、どういうことだかわからないっていうの。」

「すごい文だね。英文の直訳だからかな。たぶん、“Persons with disabilities include”と始まる文じゃないの。「障害者には、次の者を含む」と言えば、わかりやすいかもしれない。」

「ああ、そうか。そうですね。英文がどうなのか、聞いておきますわ。」

### 障害者権利条約とは

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

#### 主な内容

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みの設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指す。

出典：外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol1109/>)



「障害者権利条約」は国際条約だから、元は英文だったんだね。条約の内容は、上のように、障害当事者の意見もふまえた画期的なものなんだ。